

保育所に入所すると、保育に必要な経費の一部を負担していただく、保育料がかかります。

市町村民税の課税額(所得割)により決定します。

(※4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税額、9月～3月分までは当該年度の市町村民税額。)

### 平成29年4月1日以降の保育料

- 保育料同時入所2人目以降無料化事業**

同一世帯の就学前児童が町内保育所に2人以上同時に入所する場合、保育料の負担は1人目のみとなり、2人目以降は無料とする保育料同時入所2人目以降無料化事業を実施し、町の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

- 町単独で保育料の減額を行っています**

平成29年度の町保育料と国の基準保育料との比較は以下のとおりです。

(単位:円)

### 平成29年度保育料

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		【3号認定】3歳未満児			【2号認定】3歳以上児			
階層区分	定義	国基準保育料		町保育料	国基準保育料		町保育料	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	町民税非課税世帯	9,000円	9,000円	4,700円	6,000円	6,000円	3,000円	
	町民税非課税世帯(第2子)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	町民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第3階層	町民税所得割	48,600円未満	19,500円	19,300円	13,600円	16,500円	16,300円	11,500円
		48,600円未満(第2子)	9,750円	9,650円	6,800円	8,250円	8,150円	5,750円
		48,600円未満(ひとり親世帯等)	9,000円	9,000円	4,350円	6,000円	6,000円	3,000円
第4階層	課税額	48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円	21,000円	27,000円	26,600円	18,900円
		48,600円以上 57,700円未満(第2子)	15,000円	14,800円	10,500円	13,500円	13,300円	9,450円
		48,600円以上 77,101円未満(ひとり親世帯等)	9,000円	9,000円	4,700円	6,000円	6,000円	3,000円

第5階層	97,000 円以上 169,000 円未満	44,500 円	43,900 円	31,100 円	41,500 円	40,900 円	29,000 円
第6階層	169,000 円以上 301,000 円未満	61,000 円	60,100 円	37,000 円	58,000 円	57,100 円	34,800 円
第7階層	301,000 円以上 397,000 円未満	80,000 円	78,800 円	47,000 円	77,000 円	75,800 円	36,700 円
第8階層	397,000 円以上	104,000 円	102,400 円	61,100 円	101,000 円	99,400 円	47,800 円

※市町村民税の課税額により決定します。

4月～8月分の保育料は平成28年度の町民税額、9月～3月分までは平成29年度の町民税額。

※本年度より、所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等の第2子以降の児童が入所する場合、

所得割課税額57,700円未満の世帯の第3子以降の児童が入所する場合、保育料は無料となります。

※修正申告をしたときや、家庭の事情などが変わったとき(再婚・離婚など)、保育料が変わることがありますので、福祉課へお届けください。

- 多子世帯保育料等軽減事業

第3子目以降の児童が入所する場合、階層区分により保育料の軽減を行っています。

階層区分	保育料月額	階層区分	保育料月額
第2～4階層	無 料	第5～8階層	半 額

※ 保育料の軽減(国基準保育料からの軽減)

本町では、町単独による保育料の減額(上記基準額表)、多子世帯保育料等軽減事業、保育所同時入所2人目以降の保育料を無料にすることで、国の基準保育料と比較して総額5,687万2千円(軽減率50%)の減額を行います。

- 保育所英語講師派遣事業を実施しています

町内の全保育所を対象に年間24回、幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うことを目的とする保育所英語講師派遣事業を実施しています。

- 特別保育事業を実施しています

保育所(園)では、延長保育、一時預かり事業、障害児保育などの特別保育事業も実施しています。詳細につきましては、下記お問合せ先、または各保育所(園)にご確認ください。